

平成18年8月11日

産業廃棄物不法投棄について（記者発表）

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 措置命令の発出について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線6279）

市は、8月8日、排出事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条の5第1項第2号に基づき、次のとおり措置命令を発出し、送達を確認しましたので報告します。

(1) 措置命令の対象者

ミサワホーム東海株式会社

(2) 発出した措置命令の概要

① 講ずべき措置の内容

木くず、紙くず、繊維くず(これらと混和した廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類等の廃棄物を含む。)約1,610トンを撤去し、法その他関係法令に従い適正に処理すること。

② 履行期限

平成18年11月30日

③ 措置命令の対象となる違反事項

委託基準違反(法第12条第4項)

・産業廃棄物処理業者の事業範囲外委託 183 m³

・委託契約書の要式不備 2,591 m³

上記2項目の重複分95 m³を除いた合計 2,679 m³

(3) 措置命令の発出日

平成18年8月8日

(4) 送達方法

8月8日、措置命令対象者に郵送しました。